

全ト協発第436号(環)

平成28年11月11日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生いたしました。

これに対し、運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であるとし、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車の乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について周知依頼文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第145号の2
平成28年11月7日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところであるが、今般、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

本件については幸い事故に至らなかったものの、先月26日には愛知県一宮市において運転者がスマートフォンでゲームアプリを操作しながら走行していた自家用トラックに小学生がはねられ死亡するという事故が発生している。いうまでもなく、運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であり、本年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バスの信頼を回復するための様々な取り組みを行っている最中に、事業用自動車の運転者が、このような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、貴会会員に対し、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について改めて徹底を図られたい。